

# よりよいサービスを提供するために

～皆様の介護保険料により制度は運営されています～

## 平成19年度 普通徴収の納期限

第1期	7月31日
第2期	8月31日
第3期	10月1日
第4期	10月31日
第5期	11月30日
第6期	12月25日
第7期	1月31日
第8期	2月29日



**特別徴収とは** 老齢・退職・遺族・障害年金を年額18万円以上受給している方から年金の支給月に差し引かれて納付されますので、特に手続きは不要です。

**普通徴収とは** 老齢福祉年金、寡婦年金、恩給などを受給している方、老齢・退職・遺族・障害年金が年額18万円未満の方が納付書により、金融機関窓口などで納付していただくものです。納期限は左記のとおりです。また、特別徴収に該当する

65歳以上の介護保険料は、「特別徴収」と、「普通徴収」の2種類の方法により徴収されています。保険料の未払いが多いと、介護保険の運営に影響を及ぼすこととなります。

安心してサービスを受けるために、保険料の納付にご理解・ご協力をお願いします。

方でも次の場合などは、一時的に納付書での納付となります。

- 年度の途中で、65歳になった人
- 年金の受給が始まった人
- 他の市区町村から転入した人
- 所得段階が変わった人
- 年金の現況届の提出の遅れなどの理由で、年金が差し止めになった人

納付書での納付から特別徴収に切り替わる時期は個別にお知らせします。

## それでもどうしても納められない…

※申請手続きが遅れると全額対象にならない場合があります。  
※申請やお問い合わせは各市町村介護保険担当課または広域連合へ

- **いくら減額されるの？**
- 第3段階の方は第2段階に、第2段階の方は第1段階に減額になります。
- **申請に必要なものは？**
- 介護保険料納入通知書（納付書）または特別徴収額決定通知書
- 収入を証明できるもの（給与明細、年金支払通知書など）
- 家計状況や資産等がわかるもの（預貯金通帳など）
- 印鑑
- **対象になる方は？**
- 市町村住民税非課税世帯の方（所得段階第2段階または第3段階）
- 世帯全員の前年収入額が120万円以下である方
- 世帯全員が居住用の土地・家屋以外の不動産等基準以下の資産しか所有していない方
- 世帯全員の預貯金等の合算額が200万円以下である方

## 保険料を納めずにいるとどうなるの？

- **給付の制限を受けます**
- **1年以上滞納すると…**
- サービス利用時に介護費用の全額（10割）を事業者者に支払っていただき、申請により後で、保険給付分（9割）が支払われます。
- **1年6カ月以上滞納すると…**
- 介護費用の払い戻し（保険給付分の9割）が一時差し止めになり、その後、差し止め額は滞納保険料に充当されます。
- **2年以上滞納すると…**
- サービス利用時の本人負担が滞納期間に応じて3割に引き上げられたり、（通常は1割）、また、高額介護サービス費が受けられなくなります。

## 生計困難世帯には年度ごとに介護保険料の減免制度があります